

宋代の太學生生活(下)

宮崎市定

内容。一、宋代太學の沿革。——二、三舍の法。(以上前號)——三、試験餘話。——四、齋舍——五、學校騷動。——六、學規

三 試験餘話

東西古今、學生生活にとつて最も密接な利害關係を有するのは試験である。宋代の太學生は入學試験を受けて入つて、十日毎に一課題、一月毎に小試験、一年毎に大試験、二年毎に卒業試験を受けるのだから、年が年中試験ばかりである。

先づ入學試験であるが競争は最も猛烈である。北宋時代には毎年四回行ふのが普通であつたが、南宋では太學が復興してから、紹興十六年〔西紀一一四六〕春補試を行つた所、五千人も志願者があつた。北宋時代には學校に

於て學官が試験を行ふのであつたが、斯う多くてはやりきれぬといふので、其秋から貢院で行ふことにした。こんな試験をさう度々行ふのは叶はぬので一年一度後には更に三年一度とし、朝廷から特別に試験官を任命して、鎖院〔試験場を閉鎖して外部との連絡を斷つ〕して試験を行ふと、受験生は益々多く殺到する。せいぜい二・三百人も取らぬであらう所へ朱子の時代には一・二萬人が普通であり、餘り多過ぎるので待補の法を行つて人數を制限した所、遠方からの有資格者は自身で出て來ない者があると、他人が其證明書を持つて受験に來る等の弊害が起つた。それで又混補を行ふと相變らず多くて試験地獄を現出する。嘉泰二年〔西紀一二〇二〕には三萬七千餘人も集まつたので六場に分ち、十八日掛つて試験を濟せた。寶祐元年〔西紀一二五三〕には試験場の入口が混雜し

て、踏み殺された者が衆かつたとある。まるで戦場のやうな騒ぎを演じた。このやうに世人が太學に入りたがるには譯があるので、太學へ入ると官吏になるに兩途が開けて居て、太學の試験を受けて外舎から内舎に上り、内舎で舍試を受けて、免解、免省、あはよくば兩優釋褐の推恩に預る外に、又太學で解試を受ける事が出来、而も太學の解額が地方の解額に比べて多いので、受験に有利だといふやうな特典があるからである。

愈々太學に入ると又試験責めに合ふ。而もそれが直ちに卒業就職に影響するので、學生は之に對して勢ひ神經過敏にならざるを得ない。南宋臨安の太學は岳飛の故宅に建てられたので、地主の神として岳飛を祠つてある。

岳飛の諡爵は忠武王であるが、太學の神に武はまづいといふので、此場合だけは特に忠文といふ諡で、矢張朝廷から王號を贈られてゐる。之が試験の神様であつて、怪力亂神を語らぬ夫子の學徒も、此へはお百度を踏む。神籤を抽いて幸先を占ふが、「門裏心肝卦」といふのに當ると私試に合格する。私試の時は試験場の中門を入つて問

題の卦をひくからだといふ。「飛鴻落羽毛」に當ると解試に通過する。鴻が羽毛を落すのは箭に中る、中箭即ち中選の洒落だとなる。歳の除夜には各寮で神を祀るが、その供物に棗子と荔枝と蓼花を用ゐる。棗荔枝續けてよむと早離了、早く卒業したいといふ呪である。都を西に出るとすぐ西湖の勝景がある。湖中に三賢堂といつて白樂天と蘇東坡と林和靜を祠つた社がある。何れも有名な文人を祀つた所なので御利益がありそうであるが、太學生は決してよりつかない。白樂天の樂は落に通ず、落第してはたまらぬ。なかなか御幣擔ぎである。

試験の點の外に操行點があつて、之は齋長、齋諭が見込點をつける。規則を見ると、行謂率教不戾規矩。とあるが扱實際に點をつけると云はれるとつける方でも困る。それで簡便な法を考へたのは毎月、食事の統計を取ることである。外で食事をするのは品行不良と見られる。

内舎生が舍試を受けて合格すると、成績に従つて推恩を受ける。南宋時代には試験は凡て八分〔八十點〕以上が優、

六分が平で、優平が合格である。舍試には各科目毎三分一に合格點を與へ、其中十人には優、第一等には滿點、二・三等には九分餘を與へることになつてゐて、現今の試験採點のやうに、答案其物の出來榮えを見てつける點ではない。だから點の甘い先生、辛い先生の區別がない。其科目を平均して優を取るのは容易でないが、内舍の積校優と合せて取るのは猶更六ヶしい。⁹⁾元豐に學令が定まつてから元祐に至るまでに只一人林自といふ者、元祐以後崇寧に至るまでに又一人張相が之に合格した。南宋では乾道三年以後慶元頃迄の間に八人程合格してゐる¹⁰⁾が、北宋時代には合格點のつけ方、即ち校定分數が少なかったやうである。

斯ういふ試験制度は色々な弊害を生む。殊に補試には多士雲集するので、中には替玉を使ふのも出て來る。¹¹⁾もつと不届きなのは學生が教官に賄賂を贈つて點を増して貰ふことがある。熙寧に三舍の法が出來て間もなく、判國子監(太學總長)沈季長、國子直講(太學教授)余中、王沈之が參知政事元絳の子の紹介で金持から賄賂を取つた

事が露れ、何れも免職されるといふ事件が起つた。¹²⁾此に懲りて政府では博士諸生不相見禁といふ法律を立て、一般舍生は博士から個人的の指導を受けてはならぬといふ禁令を出した程である。¹³⁾

そこで一方には試験廢止論が出る。朱子は穩健な改革論者であるが、太學奔競の弊を矯めるには解額を地方に分配す可しと云ふ説である。¹⁴⁾元祐の政治家が三舍法を廢止した時の理由は、毎月試験を行つて常に利害を胸に戦はせるのは人物を墮落させ、且學生を互に競争せしむるの禮儀に背いて、謙讓の徳を破壊するといふことにつた。¹⁵⁾

註

(1) 宋章如愚「山堂考索」後集卷二八。學法。國子司業高開言「中略」。蓋太學之法。旬有課。月一周之。月有試。季一周之。

「宋史」卷一五七。選舉志三。元豐二年。頒學令。「中略」月一私試。歲一公試。補內舍生。間歲一舍試。補上舍生。「中略」公試外舍生。入第一第二等。升內舍。

舍試入優平二等升上舍。殿板に入を人に、舍を一字落してゐるが之ではどうしても讀めぬので、私意を以て改めた。試験に關した資料となるものに誤が多くて後世を迷はすのが随分ある。例へば

宋李心傳「建炎以來朝野雜記」甲集卷一三。釋褐狀元恩例。舊制太學上舍生。積校已優。而舍試又入優等者。

就化原堂釋褐。號釋褐狀元。の上字は内字でなければならぬ。之は同書乙集卷一六。太學生核定新制。内舍一百人。核定三十人。仍分優平二等。優等再赴舍試。又入優等。則徑自學官之。とあるのが正しい。

(2)「宋史」卷一五七。選舉志三。紹聖初。「中略」三學補外舍生。依元豐令。一歲四試。「中略紹興」十三年兵事稍寧。始建太學。「中略」每歲春秋兩試之。旋命一歲一補。於是多士雲集。至分場試之。俄又詔三年一試。「建炎以來朝野雜記」甲集卷一三。太學補試。太學補弟子員。故例每三年科舉後。朝廷差官鎖院。凡四方舉人。皆得就試。取合格者補入之。謂之混補。

「山堂考索」後集卷二七。學制。紹興十六年。太學之初

興也。春補就試者五千人。遂分數場。有改名冒試。至再三者。秋七月辛未。中丞何若言。今秋補人數又多。乞於貢院引試。上曰士人進取之弊。一至于此。

「朱子語類」卷一〇九。或言。太學補試。動一二萬人之冗。

「建炎以來朝野雜記」甲集卷一三。太學補試。淳熙後朝議。以就試者多。欲爲之限制。乃立待補之法。諸路漕司及州軍。皆以解試終場人數爲準。每百人取六人。許赴補試。率開院後十日揭榜。然遠方人士。多不能。則爲他人取其公據代之。冒濫滋甚。慶元中遂罷之。嘉泰二年。復行混補。就試者至三萬七千餘人。分六場十八日引試云。「宋季三朝政要」卷二。寶祐元年。四月。士人太學補試。士人入試。蹂踐而死者衆。

(3)「朱子語類」卷一〇九。蓋入學者。既有舍法之利。又有科舉之利。不入學者。止有科舉一塗。這裏便是不均利之所在。人誰不趨。

宋周密「癸辛雜識」後集。太學の條。太學解試。與舍試無相干。太學十人取三人。若參未滿年。七人取一人。

(4)「咸淳臨安志」卷一一。太學。后土氏之神廟。在學之東

南隅。〔中略〕贊書有曰。相傳中興名將。其英靈未泯。

而剝蠶甚著。蓋其故居也。理或然歟。自是遂明指神。

爲岳忠武王。景定二年。從監學之請。超封王爵。卽其

舊諡。易武爲文。

(5)「癸辛雜識」續集下。

(6)「癸辛雜識」後集。

(7)「宋史」卷一五七。選舉志三。齋長諡。月書其行藝。行

謂率教不戾規矩。

「朱子語類」卷一〇九。上庠風化之原。所謂季攷行藝

者。行尤可笑。只每月占一日〔月?〕之食便是。先生笑

曰。何其簡易也。

(8)「癸辛雜識」後集。上舍試。每三人取一人。優等十人。

〔中略〕通榜魁十分。亞〔第二番〕鼎〔第三番〕各九分餘。

七名〔第四番〕第十番〕並八分。平六分。之によれば答

案は先づ出来る順に番號をつけて、其上で點をつけ

る。全體の三分一を合格させ、其中十人に優をつけ

る。一番は滿點、二番三番は九十點餘。四番から十番

迄は八十點。以下は六十點である。

(9)同書。其〔舍〕試。兩年一次。率在季秋。聖旨差官。命

極難之題。重於省試。

(10)「咸淳臨安志」卷一一。太學。學官位。國子錄吳仁傑記

釋褐の註文參照。

(11)「宋史」一六五。職官志五。〔元祐〕五年。殿中侍御史

象求言。〔中略〕補試伺察不嚴。有假手之弊。

(12)「宋史」卷三四〇。劉摯傳。摯上疏曰。〔中略〕然而比以

太學屢起獄訟。有司緣此。造僞法禁。〔中略〕甚可恠

者。博士諸生。禁不相見。教諭無所施。質問無所從。

月巡所隸之齋而已。齋舍既不一。隨經分隸。則又易博

士兼巡禮齋。詩博士兼巡書齋。所至備禮請問。相與揖

諾。亦或不交一言而退。以防私請。以杜賄賂。

(14)「朱子語類」卷一〇九。看來只均太學解額於諸路。便無

事。

(15)「玉海」卷一一二。學校下。元豐太學三舍法。元祐元年

四月。王巖叟言。博士於簿書。諸生困於文法。請罷

三舍法。〔中略。程〕願請。〔中略〕自元豐增國學解額五百人。來者奔湊。欲量留百人。餘分於諸郡。庶幾士安鄉土。

〔名臣言行錄〕外集。卷三。程頤。同孫覺。願臨。及國子監長貳。看詳國子監制。先生所定。大槩以爲。學校禮義相先之地。而月使之爭。殊非教養之道。請改試爲課。〔中略〕鑄解額。以去利誘。

〔宋文鑑〕卷六〇。王巖叟。請罷三舍法。臣竊謂庠序者所以萃群材。而樂育之。以完其志業。養其名譽。優游舒徐。以待科舉者也。不必科舉之外。別開進取之多岐。以支離其心。而激其爭端。使利害得失。日交戰於胸中。捐育德養道之淳意。非所以敦教化人材也。

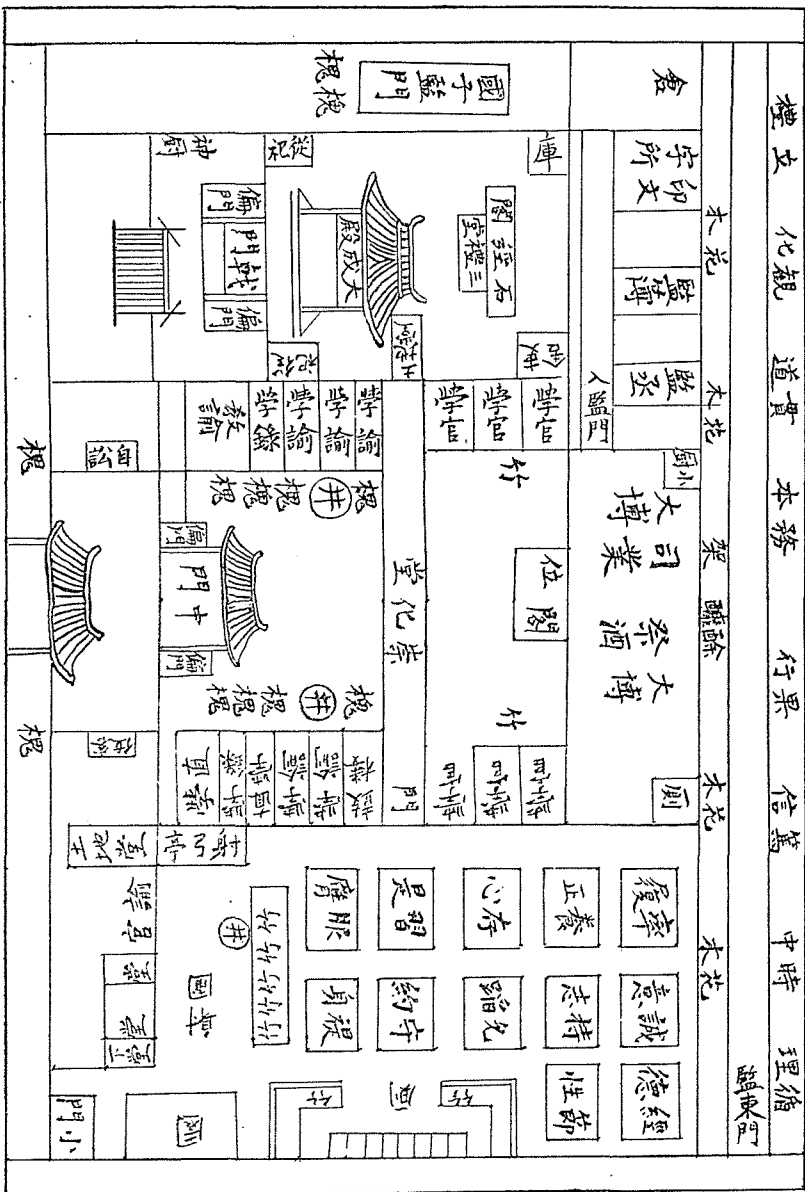
四 齋 舍

學生は残らず齋舍¹⁾へ入れられる。各齋舍〔寄宿舎〕の大きさは五楹〔不精確な言ひ方であるが〕、三十人宛を收容し勿論平屋で庭園がついて居り、亭が二つ三つ附屬してゐる。太學全體の建物の配置は北宋時代は分らないが、南

宋のは伊藤東涯の「制度通」²⁾に取つてあるので、之を轉載する。(九十七頁参照)

食事³⁾は凡て官費であるが、上舎、内舎、外舎と學年級に従つて待遇が異なる。炊事の方は監厨の使臣〔武官〕が軍人を何百人が引率してやつて来て、其他の雜用にも當らせる。學校の方で之を齋僕⁴⁾とよんでゐる。食費だけは官給であるが其他の雜費、燈油とか寢臺とかは自費で、外に交際費など大分かゝるので貧乏人は入れない。子供を太學に入れた爲に、千金の家を破産する親もあつた。⁵⁾

學生が全部寮へ入れられるので、學生生活は同時に寮生活である。學年學級に分れないで一つの齋舍が團結の中心になる。此では互に知らぬ遠方から來た同志が寄り集つて同舎生といふ一つの小さい社會を形造る。方言まじりの田舎辯で、各々郷里の奇習異俗を語り會ふこともあらう。近い郷里を持つた者は時に實家からの土産物を同舎に振舞ふこともあらう。異つた地方の酒を探して、色々に配合してカクテルの新種を發明する左利きも出來てくる。⁶⁾



宋國子監圖

伊藤長胤度通御所藏

時々同舍相集つて町へ出て懇親會を開く。よくあるもので世話好きな男が萬年幹事になる。岳飛を殺したので悪く云はれる秦檜アキエはそれであつて、秦長脚アキナカシ〔長脛彦の秦檜〕と呼ばれた。宴會には必ず妓を招く。尤も妓は官妓であつて、太學生は官吏待遇なので之を呼ぶ資格がある。齋の集正シウジ〔事務員〕が帖を出して、仰オウ弟子某人シシ。到向處トウキョウ。祇直キナカシ本齋ホンシウ燕集エンシウ。と書いて、齋印を押し呼びにやる。同時に方々で宴會があると、妓の奪ひ合ひが起る。時に腕力に訴へて、齋僕を引率して學生が先に立つて大喧嘩を始めることなどがある。又無錢で豪遊しようなど思ふ者は太學生の知合になつて同舍懇親會だといつて集正に印を押させて妓を呼び出す工夫をする。一般に學生の風紀は良くなかつた。

心安さの餘り、同舍生同志が惡戯をし過ぎて失敗する事もある。或時、一學生があまりよく眠つてゐるので、吃驚させようと、皆が集つて其寢臺の前へ香華を供へて死人を扱ふ體にして、目が醒めて何をするか笑つてやうと覗いてゐた。其中に本人はむくむく起き上つたが、

お供物を見るとびつくりして「さては俺は何時の間に死んだのか」と云つて泣き出したが、やがて其儘すやすや眠り出したので、安心してゐると、翌朝になつて其儘死んでゐた。

同舍から出世した者が出ると光齋クワシウの禮を行ふ。或は狀元に及第した者、帥漕宰相に除せられた者などが凱旋將軍の如く、嘗て幾年の學生生活を送つた齋舎へ歸つて來るのである。之を記念す可く狀元亭、宰相亭が建てられる。或は光齋記を鏤つた石碑が立てらる。此時狀元は鍍金の魁星杯クワイセイ一副、帥漕〔安撫使、轉運使〕ならば會子二百千酒十尊、宰執〔左右丞相、參知政事〕ならば眞金碗一隻を寄附するのが例になつてゐる。もつと偉い人はその齋の守り神として祠られる。又さういふ人の住んでゐた部屋は、緣起のよい部屋として皆争つて入りたがる。他人が既に荷物を持ち込んだ後へ來て、其荷物を運び出して自分が煩張るなどといふ横着なものもある。

そこへまた迷信の入る隙が出来る。齋には齋牌シウパイ〔額〕が懸つてゐる結構な文字が書いてある。所が之が大いに齋

生の運命に關係する。存心齋で斗魁亭を立てたが十三人省試を受けた中、一人が間もなく亡くなつた。斗は十二だからである。篤信齋で「德聚」と書いた牌を懸けた。其年十四人會試を受けたが、僅かに二人しか合格しなかつた。德といふ字の中に十四といふ字が含まれ、聚字を分解すると取二人となる。齋牌の文字がちやんと齋生の運命を豫言したといふのである。

註

(1)「宋史」卷一五。神宗本紀。元豐二年八月甲寅。詔增太學生舍。爲八十齋。齋三十人。同書卷一五七。選舉志三。太學置八十齋。齋各五楹。容三十人。

南宋にては太學に齋舎が二十あり、學生の數は凡そ八百人なれば一齋平均四十人位である。各齋には夫々齋名がある。「咸淳臨安志」卷一一。太學。

(2)伊藤東涯「制度通」卷十一に「事林廣記」より轉載したとことわつた南宋太學の圖を載せてゐるが、日本にて元祿年間覆刻した「事林廣記」には何處を探してもない。

元板の同書を見るを得ざるを遺憾とする。

(3)「朱子語錄」卷一〇九。向者三舍之弊。某嘗及見。老成人說。劉聘君云。縣學嘗得一番分肉。肉有內舍外舍多寡之差。偶齋僕下錯了一分。學生便以界方打齋僕。高聲大怒云。我是內舍生。如何却只得外舍生肉。如此等無廉恥事無限。只是蔡京法度如此。此に蔡京法度が此の如しといへば縣學のみならず太學も同様であつたであらう。

(4)「山堂考索」後集卷二八。學法。元豐三年二月辛丑。詔國子監。〔中略〕增監尉使臣。各一員。〔中略〕並增巡宿剩員。並舊爲二百人。並從看詳學制所請也。此に云ふ巡宿員は他の官司の例を見れば軍人であり、監尉使臣〔使臣は武官〕の指揮下に屬するものである。前の註(3)を見れば齋の料理人は齋僕と呼ばれるが、これ即ち此にいふ巡宿剩員其者に外ならぬやうである。剩員とは額外員の意味ならん。

(5)宋陸佃「陶山集」卷一五。石子倩墓誌銘。景舒與諸弟。昔嘗從予。在太學。見其糗食不美。夜分寒燈熒然。欲滅其光映書。兄弟共之。而寢臥纒半榻。偃息蓋遞焉。

〔中略〕今方病吳越之俗多浮。僉子借名於儒。而橫用家資如水。千金之室。至以讀書破業者有矣。

(6)宋羅大經。「鶴林玉露」卷一六。頃在太學時。同舍以思堂春。合潤州北府兵尉。以慶遠堂。合嚴州瀟洒泉。飲之甚佳。〔武林舊事卷六に北府兵尉とあるのと同じであらうが何れが是なるかを知らず〕太學では酒はよく飲んだやうである。同書卷三。宋紹熙甲寅。太學諸生。擬勸行樂表云。

周公欺我。願焚酒誥於通衢。

孔子空言。請束孝經於高閣。

など、随分ふざけたものもある。

(7)鶴林玉露「卷五秦檜少遊太學。博記好文。善幹鄙事。

同舍號爲秦長脚。每出遊飲。必委之辨集。〔癸辛雜識〕後集。學舍燕集。必點妓。乃是各齋集正。自出帖子。

用齋印明書。仰弟子某人。到何處。祇直本齋燕集。專有一等野猫兒下慶等。十餘人。專充告報。欺騙錢物。

以爲賣弄生事之地。凡外欲命妓者。但與齋生一人相稔。便可借此。出帖呼之。此事不知起於何時。

〔癸辛雜識〕別集卷上。林喬泉州人。頗有記問。初遊京庠。淳祐丙午。宗學時芹齋。與太學提身齋。爭妓魏華。喬挾府學諸僕爲助。遂成大鬧。

(8)宋、馬純「陶朱新錄」學校嘗因齋熟寢。與衆戲。以香燭花果楮錢之類。設供於臥榻前。而潛伺之。寢者既覺。見之曰。我已死耶。歎歎不已。少頃復寢。久不復起。視之眞死矣。

(9)癸辛雜識「後集。太學先達歸齋。各有光齋之禮。各刻于齋牌之上。宰執則送眞金碗一隻。狀元則送鍍金魁星杯杵一副。帥漕新除。各齋十八界二百千。酒十尊。

太學諸齋。各祠本齋之有德行者。存心齋果行齋。並祠栗齋鞏豐。循理齋祠慈湖楊簡。果行齋祠梅溪王十朋。菊坡崔與之。

「咸淳臨安志」卷一一。太學の條を見るに、篤信齋に狀元宰相二亭あり、觀化齋に倫魁〔殿試第一人〕宰輔二亭がある。時中齋の番易程宏圖記大魁光齋の碑文に、擢第而燕同舍生曰光齋。とあつて新及第の進士は皆齋に歸つて同舍に振舞うたものらしい。

(10)「癸辛雜識」續卷下。上庠齋牌。亦有關係。雷宜中爲成均時。立三槐市於學前。市字似弔字。卽時學生三人。

皆不得其死。存心齋立斗魁牌。當時十三人遇省。旣而徐擴死。以斗字止爲十二也。篤信齋。立德聚牌。時本齋十四人赴會試。僅二人。蓋德字雖有十四字。而聚字乃取二人之識也。

五 學校騷動

學生が多勢集ると騒ぎ出すのは今も昔も變らないと見える。それで時々學校騷動が勃發する。歴代の政治家はこの學校の取締りで頗る頭を悩ましたものである。

太學は國子監の管轄を受け、其長官、太學總長に當る者は判國子監、後に太學祭酒と改めた。太學は風化の源といふので其長官は名譽の地位であるが、實際政治の上では重要な地位でないので、閑慢差遣（ひま役）の中に數へられ老朽官吏がまわされて来る。學校騷動の際には斯ういふ太學總長は矢面に立つて問題を解決するだけの勇氣がないので、内閣諸公が乗り出して騷動を鎮める。そ

こで騷動はいつも學生對内閣で、學生の方では相手に不足ないと思つて益々騒ぐ。

北宋時代には新舊兩政黨の争が烈しかつたので其餘波が太學にも及んだ。元祐間舊法黨が政權を得ると王安石の字説を禁ずる²⁾。再び新法黨の世になると程氏蘇氏の學を禁じた³⁾。殊に蔡京は法津を以て反對派の言論を抑へ、朝廷を誹謗するの罪を定め答案などにもうっかり時諱に觸れることを許さぬ程嚴重に取締つたので表面は無事であつた。一面蔡京は人氣取にも拔目なく、太學へ行つて學生の食べる饅頭を自分でも食べて見せたりした⁵⁾。併し金軍が南下して國家危急に瀕すると學生が動き出して蔡京の排斥などをやつてゐる⁶⁾。

南宋は始めの間、學生の取締りを厳しくし淳熙の頃には、學生の伏闕上書を禁じたりしてゐるが⁸⁾、この頃からそろ／＼學生の蠢動が始まつたやうである⁹⁾。寧宗の嘉定二年（西紀一二〇九）知臨安府の趙師巽が學生を杖刑に處したといふので、學生が知府排斥を企て、同盟罷校でも起しそうになつたので、政府では止むなく趙師巽を罷免

した。次に嘉定十年に都に於て青蓋を用ふる事を禁止したのに太學生が之を犯したといふので、知府の程覃がその蓋を持つて歩いた齋僕を鞭つた。そこで諸生は再び團結して政府へ知府の彈劾文を持つて行つたが内閣諸公は豫め門番に命じて面會しない。そこで今度は宮城へ行つて天子に直訴した。之では政府も黙つて居れぬので愈々調停に乗り出し、先づ諸生に向つて、先には齋生を鞭つたので知府を免じたが、今度は齋僕で前とは事態が同一でないと言生をなだめ、天子への直訴文も押へて通じさせぬ。學生團は益々激昂して愈々最後の手段たる同盟罷校を決行し、政府から貰つた綾紙〔辭令書〕を崇化堂〔講堂〕に積上げ、闕を望み遙拜して立去つた。すると武學〔陸軍大學〕でも之を聞いて同情罷校を行つてみんな引上げた。こんな事は都に始めてなので、觀者驚愕したとある。丁度皇后の兄、楊次山がもと武學出身の先輩なので之を聞いて、裏から天子へ事情を取次いだので、天子は直筆で學官をして諸生を諭さしめ、程覃を他の官に移した。政府でも又、飽迄諸生が歸らねば除名處分にして州

學の職事を補闕入學せしめやうと計畫を立てたので、太學生は唯々として歸つて來た。¹⁰⁾之に味を占めて、此後には宰相台諫をも構はず攻撃するやうになつた。理宗の淳祐四年〔西紀一二四四〕時の右丞相史嵩之は叔父史彌遠の後をうけて大臣となり、科擧出身でなく學問に理解がないといふので、學生に不評判であつたが、丁度この年父が死んで喪に服さねばならぬ所を、特に詔して起復した事があつた。すると先づ太學生が百四十四人上書して、彼が早く喪に服せざるを攻撃し、續いて武學生六十七人京學生〔臨安府學、高等學校に當る〕九十四人、宗學生〔學習院〕三十四人が各々連名で同様の上書をなし、府下學生の總罷校が起りそうになつた。第一回の上書の回答が無いので翌日再び太學、武學、宗學生が重ねて上書する。天子も遂に屈して史嵩之の起復を取消すこと¹¹⁾にした。此以後政府でも捨て、おけぬので學生の取締を嚴にし、學生も反抗の氣勢を盛にして度々衝突が起つた。政府では太學、武學、宗學の三學は歴とした官立學校なので一寸すぐ手をつけられぬが府立の京學に目をつけた。此

時京學類仲法といふのがあつて、太學の入學資格は地方州學生であり、其學校の試験を受けてゐなければならぬが、地方人士が都へ出て京學に寄留して此で試験を受け、地方州學生と同様の扱を受る事を許した。この遊士の取締が最も困難であつたので、此後度々禁令を發して寄留學生を都から追ひ拂つて、三學の羽翼を去つた。¹²⁾之は淳祐十二年に至つて徹底的に實行されたが其年又一事件が起つた。夫は武學生が一人齋中で急死した様、が可怪だといふので、知府の余晦が隱坊を十四五人、寄宿へやつて検査させ、死體を侮辱したといふので武學生が憤慨して知府を排斥して罷校をはじめ、今度は太學と宗學も同情罷校をなし、余晦が政府に陳情しやうとして驕に乗つて出かけると、學生が待ち伏せして暴行しそのなので、恐れて、都を逃げ出すといふ騒ぎ、國子司業の蔡杭が上書して、余晦を罷免して諸生に謝し、同時に自分を免じて今回の責任を引かんと乞ふと、今度は京學も上書して蔡杭の留任運動を起す、結局之は余晦と蔡杭の轉任で問題が解決した。¹³⁾翌寶祐元年、顔頤中が京尹となつて、三

學が訴訟の要ある時は先づ國子監に申し出し、府廳では國子監からの報によつて審議すると定め、次年馬光祖が京尹となり、凡て學校の訴訟は國子監から證明を貰つて來ねば受つけぬと規定したので學舎は大いに憤慨し、そろ／＼馬光祖の排斥を計畫し出したので、馬光祖も氣味悪くなり自ら乞うて外任に就いた。¹⁴⁾

寶祐四年（西紀一二五六）丁大全が權力を振うた時、太學生の陳宜中等六人が上書して攻撃した。丁大全は先に史嵩之が優柔で失敗したのに懲りて、今度は斷乎として彈壓することに決し、六人の學籍を奪ひ流刑に處した。其時國子祭酒、司業以下齋生が郊外まで見送つたといふので、丁大全は愈怒つて碑を學内へ立て、訓戒を書き、妄りに國政を議することを戒め、學則を改正して諸生が上書するには學官が檢閲して、登聞檢院に牒報して後聞奏するを許す等制限を加へた。¹⁵⁾

丁度此頃、蒙古の侵入があつて、夫には丁大全が貪吏を用ゐた爲に人民が謀反して蒙古に内通した爲だなどいふ風評が立ち、政府内部からも反對があり學生も攻撃し

て丁大全は間もなく没落し、丁大全が學校を彈壓する時
間隙になつたと云はれた方大猷は學生に憎まれて、進士
及第の題名碑から名を削り取られたりなどした。

其後に宰相となつたのに賈似道といふ人物がある。之
は人氣取政策の誠に巧妙な男で、八方美人主義であつた
が、學校に對しても學生を力づくで抑へてばかりでは
いかぬ。つまり思想善導といふ事を考へ出した。之が爲
に先づ大切なのは思想善導費を多分に出す。學生の給養
を豊にしてやる。學田を澤山寄附する。恩數を厚くす
る。先に丁大全に流された陳宜中等を呼び戻して、科擧
を受けさせ態と廷試第二人に拔擢した。それで學生の間
には今度の宰相は分つてゐるといふので大變評判が宜し
かつた。尤も賈似道は學校の事には細心の注意を拂つて
舍監室の湯殿の落書まで知つてゐたといふ事である。¹⁷⁾併
し賈似道は無暗に學生の機嫌ばかり取つてゐたのでなく
抑へる所はビシ／＼抑へた。景定五年〔西記一二六四〕彗
星が出た時、太學生の蕭規、葉季等が上書して賈似道を
攻撃したので、すぐに捕へて黥をして流し者にした。彭

宋代の太學生生活（下）（宮崎）

成大といふ者が又賈似道に反對したといふので、其落度
を見つけて矢張黥した上、南恩州に流した。而も學舍は
寂として聲なく、反つて賈似道が時々辭職願を出す、
争つて引とめて今日周公といひ、明日魏公と云つて贊辭
を惜まなかつた。¹⁸⁾經驗の淺い學生等は海山千年の政治家
にあつては叶はない。すつかり思想を善導されて了つた
のである。尤も當時はまだ思想善導などといふ言葉はな
い。〔術を用ゐて籠絡〕したとある。

南宋は賈似道專權時代を以て終を告げる。南宋の亡び
ると共に太學も廢滅に歸した。併し之は別に文化の上に
悲しむ可き現象でもなかつたのである。當時の太學は既
に一種の政治機關であつて研究の機關ではなかつた。だ
から已に南宋半頃の朱子の如きは太學の改良を論ずると
共に、廢止論を考へてゐた。¹⁹⁾事實不用な者が、南宋の滅
亡と共に亡んで以後再興されなかつたまで、ある。之に
代つて南宋頃から次第に盛になつて來た私學が勃興し
て、官立學校に代つて其文化上の使命を果しつゝあつた
のである。

尤も官立學校は元にも明清にも、或は太學、或は國子監の名を以て存続した。併しそれは頗る萎靡振はざるものであつた。特に明が學生の實際政治運動に携はるのに警戒したのは注目に値する。洪武十五年〔西紀一三八一〕詔して地方の利害などを人民等が上書するのは差支えないが、只生員丈は許さぬと戒めてゐる。恐らく宋代處士横議の弊に懲りたからであらう。清に於ては學校は全く名目だけになつて了つたので従つて學生運動などは新教育の輸入せられる迄起つた事がない。

註

(1) 太學には左の職員がある。

判國子監〔學習院長の意味なれど後太學設立以後は太學總長〕これは職名であつて、他の官名を帯びて、この職務を行ふ。元豐官制改革後は國子祭酒と改め他に國子司業を置いて之を輔佐する。他の律學武學など凡てこの下に屬する。

丞。主簿。會計係の事務員。

國子直講〔學習院教授の意味なるが太學設立後は太學

教授〕官制改革後は太學博士と稱す。毎經二員宛。學正。學錄。〔助教授兼學生主事〕主に生徒の取締所謂を司る。「宋史」卷一六五。職官志五。によれば〔元祐〕四年。詔太學正錄。依熙寧法。選上舍生充。關則以内舍生。とあつて時に學生を用ゐた。元豐の學令によれば、「宋史」卷一五七。選舉志三。に、元豐二年。頒學令〔中略〕學正增爲五人。學錄增爲十人。學錄參以學生爲之。とある如く、學生を用ゐたのは學錄だけである。その割合は正官の學錄と學生の學錄と五人宛であつたであらうことは、前の職官志の續きに、崇寧元年辟雍の官屬を記して、學正五人。學錄五人。職事人〔學生であつて學務に携はる者〕。保學生充。學錄五人。とあるにて想像さる。學生の學錄を職事學錄といふのである。「咸淳臨安志」卷十一によればこゝには職事學錄の名が見えないで舉錄といふのがあるが同一のものであらう。學諭〔助手〕。博士の講義を諸生に傳へ、毎十日の課題を出す。「宋史」卷一六五。職官志五によれば熙寧四年。〔中略〕其正錄學諭。以上舍生爲之。とあ

つてやはり學生を用ふる。

直學〔寮務課事務員〕。學生の籍を司り、人員の出入をしらべる。之も學生。

齋長・齋諭。〔寮總務〕寮生の取締り。毎月諸生の成績を帳簿に書き入れて學官に提出する。

集正〔學生課事務員〕學生の名簿を造り、成績を通知する。

なほ南宋時代學正・學錄以上を學官、太學博士以上を監中と稱し、學錄・直學・學諭を、前廡又は前廊と稱した。

(2)宋王闢之。「澠水燕談錄」卷十。荆國王文公。以多聞博學。爲世宗師。〔中略〕公之治經。尤尙解字。末流務多新奇。浸成穿鑿。朝廷患之。詔學者兼用舊傳註。不專治新經。禁援引字解。

(3)「宋史」卷四五九。劉勉之傳。以鄉舉詣太學。時蔡京用事。禁止毋得挾元祐書。自是伊洛之學不行。勉之求得其書。每深夜同舍生皆寢。乃潛抄而默誦之。

「宋史」卷一五七。選舉志三。〔欽宋即位〕御史中丞陳過庭言。〔中略〕頃者指蘇軾爲邪學。而加禁甚切。今已弛

其禁。

(4)「文獻通考」卷四六。〔崇寧二年〕。臣僚言。神宗尙經術。

將以明道德。一風俗。元祐姦朋。暨其殘黨。在元符者。立異說壞之。今餘習未殄。乞立法禁。天下刊寫。庶其可息。詔付國子監。其有上書。及三舍生。言涉誣訕。並異論者。悉遣歸其鄉自訟齋。拘之。

此に云ふ自訟齋とは學校附屬の感化院であつて軍隊の營倉の如きものである。捫其誣訕とは如何なるものかと云へば同書の續きに

四年。鮑耀卿言。今州縣學考試。未校文字精弱。先問時忌有無。苟語涉時忌。雖甚工不敢取。時忌如曰。休兵以息民。節用以豐財。罷不急之役。清入仕之流。〔下略〕

五年。臣僚言。比者試文。有以聖經之言。輒爲時忌而避之者。如曰。大哉堯之爲君。以爲哉與災同。制治于未亂。安不忘危。吉凶悔吝。生乎動。則以爲危亂凶悔。皆當避。〔下略〕。

と隨分神經過敏に思想取締を行つたものである。

(5)「朱子語類」卷一三〇。後〔蔡〕京爲相。率皆建明。〔如〕學校法。安養院之類。凡可爲要結士譽。買覓人情者。時論往往歸之。至詣學自嘗餽頭。其中沒見識士人。以手加額曰。太師留意學校如此。

(6)靖康の變に當つて、太學生陳東等が上書して蔡京を誅し、李綱が宰相を罷んとするのを引とめん請うたのは有名な事である。

(7)葉水心文集卷三。奏議。學校。及秦檜爲相。務使諸生。爲無廉恥。以媚己。而以小利啗之。陰以拒塞言者。士人靡然成風。獻頌拜表。希望恩澤。一有不及。謗議喧然。これで見れば秦檜の懷柔政策は學生の飽くなき欲望の爲に、漸く破綻を表して來たのである。

(8)〔宋史〕卷三三。孝宗本紀。隆興二年十一月甲午。以黃榜禁太學生伏闕。

これ以後太學生が上書して屢々流刑に處せられてゐるが、此時の禁令を破つたといふ廉によつてある。

〔宋史〕卷四五。楊宏中傳。書奏不報。則繳副於臺諫侍從。〔韓〕侂胄怒。坐以不合上書之罪。六人皆編

置。以宏中爲首。將竄之嶺南。

(9)癸辛雜識「別集卷下。自淳熙以來。京尹幾人。其得罪而去者。未始不由學校。可指而數也。然則學校之橫。又有出於數者之外矣。

(10)宋葉紹翁「四朝聞見錄」甲。太學生眞綾紙。

(11)「宋季三朝政要」卷二、淳祐四年。

(12)京學類仲法を廢したのは諸書により其年を異にする。

「宋季三朝政要」によれば淳祐四年であり、清畢沅「續資治通鑑」卷一七三。淳祐十年十月丙午詔。及び淳祐十一年七月癸未によれば淳祐十年に京學類仲法を廢し十一年更に前令を申ねて居り、宋俞文豹「清夜錄」によれば、淳祐十二年。朝廷以京學遊士。挑撻不純。盡行放逐とあつて徹底的に遊士を逐つたのは十二年のことであるらしい。

(13)前掲、「清夜錄」。宋周密「癸辛雜識」別集下。

(14)「癸辛雜識」別集卷下。

(15)〔宋史〕卷四四。理宗本紀。「宋季三朝政要」卷二。によれば之は寶祐四年のことであり、「宋史」卷四七四。丁

大全傳によれば寶祐六年になつて居るが今暫く前説に従ふ。「癸辛雜識」續集卷上に、陳宜中。曾唯。黃鏞。劉黻。陳宗。林則祖。皆以甲辰歲〔淳祐四年〕史嵩之起復。上書倡爲期之論。〔中略〕時人號爲六君子。とあるのは明かに誤りで史嵩之と丁大全を混同したものである。又六君子の號は韓侂胄の時の楊宏中等に始まるので、陳宜中等は第二回目の六君子である。

(16)「癸辛雜識」後集。三學之橫。「宋史」卷四七四。賈似道傳。參照。當時國家危急の際にも平然として人氣取に浮身を窶してゐたので當時の落首に、鼙鼓驚天動地來。九州赤子哭哀々。廟堂不問平戎策。多把金錢媚秀才。といふのがあつた。〔宋周密。齊東野語卷十七〕

(17)「癸辛雜識」別集卷上。

(18)「癸辛雜識」後集。

(19)「朱子語類」卷一〇九。林擇之曰。今士人所聚多處。風俗便不好。故太學不如州學。州學不如縣學。縣學不如鄉學。曰。太學眞介無益於國家。教化之意何在。向見陳魏公說。亦以爲可罷。

商鞅論。人不可多學爲士人。廢了耕戰。此無道之言。然以今觀之。士人千人萬人。不知理會甚事。眞所謂遊手。只是恁底人。一旦得高官厚祿。只是爲害朝廷。何望其濟事。眞是可憂。

(20)「明會典」卷七十八。洪武十五年。頒禁例於天下學校。鑄勒臥碑。置於明倫堂之左。永爲遵守。〔中略〕。一軍民一切利病。並不許生員建言。果有一切軍民利病之事。許當該有司。在野賢人。有志壯士。質朴農夫。商賈技藝。皆可言之。諸人毋得阻當。惟生員不許。

六 學 規

宋代の儒學が意識的、無意識的に佛教の影響を受けてゐることは争はれない事實である。其學理を模倣したのみでなく、學問の大體の輪郭まで眞似てゐる。道統などを八釜しく云ひ出したのも禪宗の法燈に習つてのことであらうし、禪宗の語録に眞似た儒教の語録が出来たので學生は簡便に語録で學問をやり註疏を勉強しなくなつて了つた。實際教育上に於て學規といふ者が出来たのも禪宗

の清規の模倣であらうといふ事を前に述べたが、斯る事は考證學的にはつきりした證據を掴み出す事が困難であるが、程明道が禪宗の僧徒が起居動作に一々法あるを見て三代の禮樂其中にありと叫んだ等の話によつて見ても、不規律な士人を一定の規矩に従ふやうに教育しやうとは誰しも考へつく事であつたらう。熙寧元豐の太學には巡齋といつて毎月太學の博士が齋舍を巡察する規則があつたが之は勿論、禪家の巡察を眞似たものである。³⁾ 朱子が白鹿洞で用ゐた程董二先生學則を見ると如何に當時の學校教育が寺院教育に影響さるゝ事の大なるか、分る。

學規と清規とは若し表面關係なきものにもせよ、其性質は全く同一の者と云ふ事が出来る。元來佛教僧團に於て僧徒の行動を取締る規則は律であり律で盡きてゐる筈である。然るに所變り、時移ると古代印度の律では適切でなくなつて來るので、時勢に適應した規定が設けられねばならぬ。支那の僧團で已に晋時代から斯るものがあつたやうであるが、一定の新體系を組織して清規と名付

けたのは唐の百丈禪師で、之は律外に律を造るので僭越な行爲だといふ非難も一方にはあつたやうであるが、後に此事が流行して色々な清規が出來、反つて律の本家の律宗までが清規を造るやうになつた。⁵⁾ 儒教に於ても古來學徒が日用服膺す可き規定として禮がある。禮は單に三禮のみならず、後世では六經を悉く禮として解釋してゐる。⁶⁾ 聖人の教は禮に盡き、禮で十分なる筈である。後漢の名節の士といふ連仲は飽迄眞面目にこの禮の規定を實行せんとした學徒であつた。併し時移り世變れば、古禮を其儘實行するには色々な支障を生ずる。此に於て教育家は學規を定めざるを得ないのである。佛教の律が實行不可能に陥つて清規が生じた如く、儒教では古代の禮が間に合はなくなつて學規を生じたのである。〔禪宗は支那化した佛教なれば其清規の中には多分の支那要素を含むであらう。それで學規は清規から出て、その源を更に辿れば支那的か印度的か分らなくなるが今はこの問題に觸れぬことにする。〕

儒教に於る學規は時により人により色々な意味に用ゐ

られたる事、儒教の清規の如くであるが一言にして言へば學校の教育方針に於て生徒の守る可き規則である。其中には生徒心得の如きものもある可く、日課時限もある可く、當番割當規定もある可く、命令禁止も從つて罰則もある可きである。胡瑗の湖學の法は既に南宋の朱子頃には廢れて如何であつたか分らなくなつて了つた。只彼の逸話に徐積が始めて入門した時、頭の恰好が傾いてゐるのを叱つた話や、飽食した後は案によつてはならぬとか、或は久坐しては氣血に害があるから射を習ひ投壺して遊息せよ等と教へてゐる所を見ると、日常の動作周旋に細密な注意を拂つてゐた事が伺れる。勿論この學規の中には罰則があつたらしい事は、彼の弟子の吳孜が會稽郡學を建てた時、太守が來て便服にて堂上に坐したので鼓を鳴して學規を行つた等とあるので分る。

熙寧元豐太學の法は王安石の門人李定が、王安石の同意を受けて立てたもので、崇寧の太學は蔡京の定められたものである。¹⁰⁾ 此時代には學校に關する規則は皆法律として定められ、學令とか、國子監敕令式とか云はれ、¹¹⁾ 其中に

宋代の太學生生活(下)(宮崎)

ある學規は罰則を意味した。其學規の第一條に謗訕朝政の簡條が規定してあつた。¹²⁾ 南宋の太學は主に秦檜の意圖に成るもので秦檜は北宋の太學に居た事があるので、多く其儘襲用した。¹³⁾ 之によると學規の中に齋規五等の罰を定めてゐる。最も輕いのは前廊關暇幾月、之は出入を許さぬ。今の禁足とか謹慎に當る。前廊〔學諭、直學、舉錄〕が之を命ずるので此名がある。次は關暇、之は監中〔國子祭酒 司業、博士〕が命ずる。次は遷齋、住み慣れた齋舎を出されて、見知らぬ他人の齋へ移されるので、現今の落第生と同じ悲哀を感じる。移される方でもそんな者は嫌だと排斥する事があるので、さうすると又別の齋へ頼んで入れて貰ふ。悔悟の狀顯著なりと認められてから、前の同舍生などが學官に運動してやつと元の齋へ戻される。次は自訟齋、この齋は門の入口にあつて丁度今の軍隊の營倉のやうなものである。此へ遷す。只獨り此處へ抛り込まれて居つて、同舍の者も寄りついてくれぬ。之はまだ赦される見込があるが、最も重い者は夏楚屏斥、今の放校である。而も堂々と放校式を舉げて學校

から追ひ出す。この日學官は禮服を着て堂上に立つ。鼓が九度鳴つて、齋長齋諭が兩廊に立つ。罪人を前へ引出して、罪人が學官を再拜して今迄の恩を謝する。集正が出て彈劾文を朗讀する。別の集正が竹の鞭で幾つか罰を加へる。門番が外にゐる學生を呼ぶと、みんな入つて來て罪人を堂から引下して着物を引裂いて門外へ追ひ出し此以後士流に齡しない。随分慘酷なことをするが、いろいろな虐め方もあるものである。

南宋の朱子は學規を單なる學生心得の意味に用ゐてゐる。かの有名な白鹿洞學規が之である。但し朱子は別に白鹿洞で程董二先生學則といふものを實行してゐるが、この學則は日課や、當番勤務などを規定したものである。私塾のことであるから罰則といふ程のものも無かつたであらう。この學規と學則と合せたものが今迄の官立學校の學規に相當する。其他色々な所に色々な學規とか學則とか名づくるものが出來たであらう。

前述の如く學規は、古禮に代つて古禮の足らざる所を補ふ爲にある者である。一般に宋儒は古禮は其儘に行ふ

可き物でない¹⁵⁾と考へてゐた。さればこそ學規をつくる必要も生ずるのである。然るに此に清初の顏李一派の學は古禮を其儘實行す可き事を主張する¹⁶⁾。此派にありては禮以外に學規などのある可き筈がない。禮以外に禮を造るのは最も僭越な行爲として擯斥しなければならぬ。その李恭に「聖經學規纂」の著書がある。之は聖經の中より教育に關したる簡條を抜書したもので、之にも彼等の禮は其自身に完全にして増減すべからざるものなりといふ主張が表れてゐる。

以上大體學規の輪廓を説いた心算であるが、之によつても宋代の教育が、宋學を生み出したと同様の空氣の中に發達したるものであることが知られると思ふ。

(附記) 支那の制度は非常に分りにくいので、未だ解を得ずに私意を以て臆測した點が可也ある。大方の是正を俟つ。

註

(1) 宋曾遂臣「獨醒雜志」卷八。禪家合衆而不譁。無怒而有制。執事者不辭其勞。居安者不愧其逸。入其門。升其

堂。整々截々。動有條理。明道先生。嘗見其會食。因歎以爲。得三代之禮樂。

京都帝國大學附屬圖書館に無著禪師著「百丈清規考」なる寫本があつて卷一に、此と同じ話を集めてあるが、空谷隆禪師の「尙書編」卷下に「弘益紀聞」を引くとして之は明道が母の忌辰に西京長慶寺に齋した時の事と記し、更に「法喜志」。「何孟春」餘冬序錄。「吳會漫錄」。「史繩祖」學齋估畢には張橫渠のこと、なつて居り、佛祖統記には司馬光のことになつて居るとことわり書をしてゐる。

(2) 宋史繩祖「學齋估畢」卷二。飲食衣服今皆變古の條に、餘嘗觀張橫渠語云。會看相國寺飯僧。因嘆歎以爲。三代之禮。盡在是矣。誠哉斯言。余亦會觀成都華嚴閣下。飯萬僧。始盡得橫渠之所以三歎。「中略」及到石室。亦看土人會飯。則攫拏如猿獠者有之。吼嘗齋僕庖人者有之。打損器皿者有之。褻談喧笑。視飯僧爲有愧。これは祕書省の役人のことである。また

宋沈括「夢溪筆談」卷九。舊制天下貢舉人到闕。悉皆入

對。數不下三千人。謂之群見。遠方士。皆未知朝廷儀範。班列紛錯。有司不能繩。「中略」每爲閉門之累。常言。殿庭中。班列不可整齊者。唯有三色。謂舉人。蕃人。駱駝。これは官吏の卵たる舉人である。當時士人の教育には秩序とか規律とかが全く缺けてゐた。

(3) 勅修百丈清規、住持章第五、巡察の條參照。

「百丈清規考」卷八。巡察。方丈在法堂寢堂之後。故住持巡察。則先自東起。而經南到西。而終於法堂西邊。

「山堂考索」後集卷二八。學法。元祐六年九月戊子。禮部臣僚上言。國子監。今欲「中略」博士逐月遍巡所隸齋。詢考學生所業。これは元祐以前から行はれてゐたのを、此時博士諸生不相見禁を除いて自由に質問せしめたのである。猶前出三註(13)參照。

(4) 程董二先生學則。清陳弘謀「五種遺規」。程端禮「讀書分年日程」等の中に收む。朱子は學規は單に教育の大綱を示すものとして有名な白鹿洞揭示を作つたが、其學生の實際生活の標準としてこの學則を採用した。之によれば直日(當番)が一人あつて版を撃つて時を報ず

る。朝は始撃で起き、顔を洗つて再撃で堂に升つて列を作り師長に挨拶する。會講、會茶、會食みな版を撃つて報せる。夜寝る前はまた朝の禮の如くする。日常坐するにも直身正體して箕踞、傾倚、交脛、搖足するを得ない等種々の規則がある。

(5)「百丈清規考」卷一。律苑清規。四明演忠律寺持省悟心源律師撰。其自序。大元十主晉王泰定帝。泰定二年乙丑中元前五日題。「中略」序曰。百丈大智禪師。採取律制。以爲禪林清規。舉世盛行。而吾家律學者。反不及焉。

(6)六經皆史とは章學誠の有名な言葉であるが、禮學の立場から見れば六經は皆禮である。禮は聖人が制定して萬民の共に守る可き良風美俗であるが故に、聖人の行為は勿論禮に合す可き筈である。故に聖人の行動を記したる、若くは聖人の残したる聖經は悉く禮の一種でなければならぬ。而して聖人の定めたる禮は何れも良風美俗なれば其間に矛盾撞着があつてはならぬ。それで聖經の間に見ゆる互に一致せざる所を何とか理由を

求めて調和を計りたい。之が漢以後の養疏學者の探りたる態度である。「風俗通衍禮篇を參照せよ」

(7)「朱子語類」卷一二九。問。安定平日所講論。今有傳否曰並無。薛士龍在湖州。嘗以書問之。回書云並無。如當初取湖州學法。以爲太學法。今此法無。

(8)「安定言行錄」卷下。弟子第四。徐積。自言初見「胡安定」先生退。頭容少偏。安定厲聲云。頭容直。積因自思。不獨頭容直。心亦要直。自此不敢有邪心。「註。趙善瑋自警編」

同書卷上。規範第二。判國子監。其教育諸生有法。先生語諸生。食飽未可據按。或久坐。皆於氣血有傷。當習射投壺游息焉。「註。呂厚明記」

(9)同書卷下。弟子第四。吳致。會稽人。從安定學。名馳於嘉祐治平間。會郡謀建學。即捨宅爲基。「中略」初學成。太守張伯玉至。以便服坐堂上。致鳴鼓行學規。伯玉欣然受其罰。「註。會稽續志」

(10)「朱子語類」卷一二八。熙寧三舍法。李定所定。崇觀三舍法。蔡京所定。また同書卷一二九。今日「淳熙頃」法。

乃蔡京之法。

(11)「宋史」卷一五。神宗本紀。元豐二年十二月乙巳。御史

中丞李定。上國子監敕式令。並學令凡百四十條。

「山堂考索」後集卷二八。學法。紹聖三年十二月申戌。

翰林學士承旨詳定國子監條制蔡京言。奉敕詳定國子監

三學。並外州軍學條制。今條成。太學敕令式二十三

冊。以紹聖新修爲名。詔以來年正月一日頒行。

(12)「朱子語類」卷一二八。今之學規。非胡安定所撰者。「中

略」如第一條。謗訕朝政之類。其出於蔡京行舍法之時。

(13)「朱子語類」卷一二八。太學舍法。壞人多。「中略」太學

初興「紹興」の中興を指す。中略」。只是取法於一舊老吏。

浩曰。奏會之是舊太學中人。想是據他向日所行了。

(14)「癸辛雜識」後集。學規五等。輕者關。暇幾月。不許出入。

此前廊所判也。重則前廊關。暇。監中所行也。「下略」此

に前廊「舉錄。學諭。直學」の行ふのが只の關。暇で、監中

「學錄以上」の行ふのが前廊關。暇であるとは、どうも信

ぜられぬので今私意を以て前廊の行ふのを前廊關。暇、

監中の行ふのを只の關。暇と改めた。猶後考を竣つ。

(15)「朱子全書」卷三八。論考禮綱領。古禮繁縟。後人於禮

日益疏略。然居今而欲行古禮。亦恐情文不相稱。不若

只就今人所行禮中。刪脩令有節文制數等庶足矣。

(16)清顏元「朱子語類評」「顏李遺書」に陳烈が古禮を行ひて

妻に去られたるを朱子が「古怪太甚」と評せるに就て、

元不才。勉行古禮四十年。妻妾無異辭。每以其無志期

作女聖爲憾。今見季慈「陳烈字」之妻。厭禮求去。乃覺

天之福我妻妾之可幸矣。また、季慈行高。使朱子目爲

古怪太甚。則其爲學。必有異於人。と論ぜる等でその

一般が伺れる。